

農地の権利移動について

●農地の権利移動の許可制度

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。（農地法第3条）

●許可の対象

- ・対象
農地の貸借契約、売買契約、競売、公売等
- ・対象とならない、許可不要
農地の相続（※1）、共有持分の放棄、時効取得等、農用地利用集積計画による利用権の設定、遺産の分割等

●許可の要件

- ・全部効率利用要件
取得予定の農地を含め、保有するすべての農地を効率的に耕作すること。
- ・農地所有適格化法人要件
法人の場合は、農地所有適格化法人であること。（※2）
- ・農作業常時従事要件
権利を取得する者（世帯員含む）が耕作に必要な農作業に常時従事すること。
- ・下限面積要件
権利を取得する者（世帯員含む）が耕作する農地の面積が4,000 m²以上であること。（※3）
- ・地域との調和要件
農地の集団化、農作業の効率化、周辺農地の利用に支障が生じないこと。

●農地の権利移動の許可申請の流れ

申請書類一式を苅田町農業委員会事務局に提出（毎月25日前後締切）→
苅田町農業委員会にて審議（次月10日前後）→許可通知

●農地の権利移動の許可申請に必要な書類

許可申請書、権利を取得する者の住民票（法人の場合は全部事項証明及び定款）、登記事項証明書、位置図、字図、水利承諾書、隣地承諾書、農業委員意見書、その他（※4）各一部

※1 許可の対象ではありませんが、届出が必要です。

※2 農事組合法人や株式会社で、法人の主たる事業が農業であること。但し例外もあります。

※3 現所有農地の面積に加え、借地面積、新たに取得予定の面積も加算されます。

※4 町農業委員会が必要と判断した書類です。